

令和3年度第6回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日時 令和3年(2021年)6月28日(月)午後4時～6時
2. 場所 国立市役所 委員会室
3. 出席者 委員10名(欠席なし)
委員 炭谷委員(会長)、古川委員(副会長)、大島委員、押田委員、神田委員、高松委員、
藤沢委員、三井委員、呂委員、渡邊委員
事務局 5名(松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、高橋室長補佐、岩元主任、庄司主事)

【炭谷会長】 開会したいと思います。新年度から事務局の体制が変わったので、紹介をお願いします。

【事務局】 人事異動等で体制が一部変わりました。自己紹介という形で職員を紹介させていただきます。

【松葉人権・平和担当部長】 4月1日付で、人権・平和担当部長を拝命しました松葉でございます。子ども家庭部長も兼務しております。よろしくお願いいたします。

【岩元(事務局)】 4月1日から市長室に配属になりました岩元と申します。お世話になります、よろしくお願いいたします。

【炭谷会長】 それでは、事務局から今日の配布資料の確認をお願いします。

【事務局】 次第、資料6-1「分野別人権課題の審議に係る事前質問」、資料6-2「基本方針・素案に向けた文案への意見①」、資料6-3「基本方針・素案に向けた文案への意見②」、資料6-4「国立市人権・平和のまちづくり審議会 今後の議題・検討事項(案)」、右上に「調整用」とある日程の一覧、資料6-5は高松委員の資料、加えて本日発表していただきます遠藤さんの資料「女性の人権～女性支援とは何か?～」と茶封筒の資料、以上を委員の皆様には配布しています。

本日もできるだけ、ゆっくりはっきりご発言していただくようによろしくをお願いします。

【炭谷会長】 本日の審議内容ですけれども、分野別人権課題の「女性」について、前半は国立で女性支援をしているNPO法人の遠藤さんからご説明を頂き、後半は高松委員から「若年女性の人権課題」についてご説明を頂き、意見交換をしたいと思っております。

その後、次の任期に向けて、今後の課題やスケジュール等について確認したいと思っております。

まず、分野別人権課題「女性」について、国立市内で女性支援を行っているNPO法人くにたち夢ファーム J i k k a (ジッカ) の遠藤良子さんからお話を頂きます。それでは遠藤さん、よろしくお願いいたします。

【遠藤氏】 皆さんこんにちは。NPO法人くにたち夢ファームの遠藤といいます。今日はお招きいただきありがとうございます。先月、NHKのETVで私たち J i k k a を取材して放映した番組があります。15分弱ですので、それを見ていただいた後、私たちがなぜこういうことをやっているのかを説明したいと思います。

(テレビ番組上映)

【遠藤氏】 今、御覧いただいたような活動をしています。立ち上げてから5年ぐらいになります。その間に大勢の女性たちが訪ねてきました。また市内で借り上げているアパートがあって、そこに大人が11人、子どもが8人おります。

始めた当初は3室しかアパートを確保していなかったのですが、足りないということでどんどん増やしていきました。大家さんは皆さん高齢の女性です。夫が亡くなって古いアパートを相続してそのまま持ちいらっしゃる。DVの被害を受けた人が入るとなると、出たり入ったりするのは怖いという話になりがちです。それを自由にに使わせてくださっているところが多いです。これが国立の地域性なのかななんて思うことがあります。

なぜこういうことをしているのかという根本的なことを、今日は人権の視点でまとめてみました。レジュメに沿って少しお話ししたいと思います。

まず、「女性の人権」はよく言われることで目新しい言葉ではないけれども、「女性の支援」となったときに、皆さんあまり聞いたことないと思うのです。女性社会的、歴史的に、いつもケアする側に置かれてきました。家族を守り、家庭を守り、戦時中は従軍の母として国にも奉仕とするというような位置づけで、いつも助ける側にいて、助けられた試しがないので、女性支援という言葉自体に違和感を持たれる方が多いです。

なぜ女性支援と言わなければいけないのか。簡単にいうと、戸籍制度がいかに難しくあるわけで、それと日本における血統主義が大きく関わっています。社会制度としての戸籍は、国家が家族を世帯として管理のために必要な制度としてある。しかし、それが単なる制度ではなくて、そこに通底している男尊女卑の思想といいますか、男性は家庭の外、女性は家庭の中、男である世帯主が家庭を支えているのだから全ての決定権は男性にあるという社会通念が非常に根深くあると思います。

最近よく「性別役割分業、ジェンダー」と言われますが、このジェンダーバイアスによって様々な事柄が、男性は優位で女性は劣っているというところに置かれ、再生産が日々繰り返されていく。

信田さよ子さんが『家族と国家は共謀する』という本を出されました。この方は臨床心理士で、長年DV被害者のカウンセリングや加害者の研究などをなさっていて、DV被害者支援の世界では非常に有名な方です。母と娘の関係とか、家族の中にはびこる性根みたいなものを詳しく解明されて、歯切りのよい発言をなさる方ですけれども、東京新聞で記事を見つけて参考に持ってきました。

この本には「サバイバルからレジスタンスへ」という副題がついている。私は女性がDVから脱出するのは本当にレジスタンスだと思うのです。「ただ逃げるんじゃないよ」と、「脱出するんだよ」とよく言うのですが、本当にエネルギーがいることで、レジスタンスの精神がないとなかなかできないことです。暴力を振るわれているなら逃げるのが当たり前じゃないと思うかもしれないけれども、そうはいかない。

この支配の強さというのは本当に驚くばかりです。先ほどの映像で発言していた方は77歳ですが、54年間夫のすさまじい暴力に耐えて生き抜いてきた方です。生き抜くことがサバイバルだけれども、彼女はレジスタンスとして家を出てきたわけですね。

そういう意味で、女性が家庭や家族から解放されるのは非常に力の要ることで、生易しいことではない。それを私たちは支援する。そういう志がないと続けていけないと思うので、少し大上段ですが、最初に書かせていただきました。

「男女共同参画社会基本法」というのが日本にできました。ここで女性の人権の確立はまずもって、性別役割分業、要するにジェンダーバイアスからの解放なのだと言われています。この法律に基づいて、重要な柱として「DV防止法」、つまり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」というものがあり、これに基づいてDV被害者が助けてもらうことができるわけです。

DV、いわゆるドメスティックバイオレンス、これは親密な間柄で繰り返される暴力と訳します。

赤の他人ではなく、親密な、ある種の深い関係がある中で繰り返されるのです。1回や2回ではなく、必ず繰り返される。暴力振るって、謝って仲直りして、そしてまたストレスが溜まって爆発することが繰り返されていきます。

これは最も分かりやすい女性の受ける被害であり、これを何とかしなければいけないということで、法的な根拠としてDV防止法ができて、やっと女性の命の尊さというのが日の目を見た。これまでは女性が暴力を振るわれたって、「夫婦喧嘩でしょ」と言って誰も取り合ってくれなかった。DV・性暴力・ストーカー等の救済法であるこのDV防止法は2001年にできてから20年しかたっていない。

これは内閣府が管轄しているので、内閣府は配暴センターというのを作って、DVの被害者支援をしているわけです。

一方、女性支援の根拠法、売春防止法というのは1956年、戦後間もない頃に赤線をなくすというGHQが手を入れて配置したわけですが、それがずっと生きている。今日この法律はあります。女性を保護・更生・矯正の対象として助けるという位置づけなので、厚労省の管轄。この法律に基づいて婦人相談員や婦人相談所や婦人保護所があるわけです。

ですから、DVを受けたりストーカー被害を受けたり、様々な性暴力被害を受けた女性たちが逃げて、配暴センターに助けを求めて行っても、入るところは売春防止法に基づいた施設なのです。

職員がみんなそんなふうに思っているわけではないけれども、中には保護・更生・矯正の対象ということで、お国の世話にならなければいけない人という扱いを受けたり、管理が厳しかったりして、あまり居心地がよくないという話も時々あります。

女性支援は、男女共同参画社会基本法を根拠に女性の人権を守るといわれていますけれども、実際の救済法は、売春防止法による婦人保護事業しかないために、女性を保護・更生・矯正の対象として見る制度設計となっている。つまり、頭が内閣府で人権だけでも、体は厚労省であまりいい処遇ではないと。いいことを言うけれども、刑務所のような処遇との風評もあって、3日で出てきてしまう人もいます。

逆に、何にも考えなくてよくて、携帯も全部預けたから、安心できたという人もいますのですけれども、若い方たちは、携帯を使えない生活は考えられないとか、仕事を辞めなければいけないとか、全部捨てて新しい生活をというのはやっていけない人もたくさんいます。

また、いろいろな制約があって、入所基準から外れるケースもあります。小学校5年生以上の男の子が同伴だと男性を感じたり、フラッシュバックする人もいますから、一緒に入れられない。逃げるときは、子どもは児童相談所に保護されて、お母さんはシェルターというケースもあるので、別れ別れになるなら結構ですということで逃げるのを止める人もいます。また、しょうがいがあったら設備がなく生活ができないから駄目とか、出産間近だと、出産の設備もないので駄目とか、いろいろな制約があるわけです。

そういうこともあって、この売春防止法に基づく婦人保護事業の中で女性を支援するのは様々な限界があるし、女性に対して差別的な処遇だったりもするわけで、これは変えないといけないということで、今いろいろな動きも一方ではあります。何よりも、加害者はちゃんと取り締まって、プログラムやカウンセリングを受けて、加害者にならない教育をすべきであって、被害者が一生逃げまどって身の上を隠して生きるのを強いられるのはおかしいという声が高くなってきています。

日本はジェンダーギャップ指数が世界156カ国調べた中で121位という点から見ても、女性の社会的地位がとても低くて、女性の人権が現実社会では全く顧みられないといっても過言ではない。

それは、長い歴史の中で、日本の女性が命を長らえるために自分を殺し、社会に従い、自分の人生を自分のものと思わないことが美德とされて、「滅私奉公」を余儀なくされてきたことを物語っていると思います。

1970年代のフェミニズム運動では、「個人的なことは政治的なこと」、パーソナル・イズ・ポリティカルという言葉が大きく取り上げられて、女性たちを鼓舞し、自己責任とされてきたことを、社会的、政治的なことなのだと女性たち自身が再認識して、ノーを言ってよいという価値観が芽吹き始めました。そういう波を団塊の世代の女性たちはかぶっていますけれども、その波がどこかでさーっと引いていって、50年たってもジェンダー指数が121位というのは、暗たんたるありさまだと思います。

女性相談やDV相談に来る女性たちの話を私はたくさん聞くけれども、地域や家庭内での女性が置かれた状況は、50年前と変わらない。私がDVから逃げたときと何ら変わっていない。設備はあるし助けてはくれるけれども、女性が生き生きと安心して生きていけるようになっているかというと、決してそうはなっていない。力のある人はできます。職業を持っている人はできる。けれども、専業主婦で長いこと家の中に閉じ込められてきた人たちは、逃げた後どうしていいかわからない。これを支援する方策がほとんどないです。

私はよく言うのですが、今でもDVは「女子供は切り捨て御免」という江戸時代のような考え方は根深くあります。黙って俺の言うことを聞いていればいいのだとか、気に入らなければ、殺してやるとか死ねとかと言って、出刃包丁を持って追いかけて回されることは珍しい話ではないです。

新聞の3面記事はほとんどDVです。全く知らない人を殺すなんてことはあまりない。大体親密な間柄の中でいろいろなことが重なって、殺す殺さないという話になっている。3日に1人、DV被害者女性が加害者に殺されているのです。これが現実です。

つまり、暴力、刃物沙汰は怖いけれども、問題は親密な間柄で繰り返される支配とコントロールのための暴力だという点です。支配とコントロールは、精神的ないじめでも、経済的にお金を渡さないでも、性的な強要でも、子どもを虐待して脅しても何でもいいわけです。そういう方法の1つとして暴力があるのであって、青あざ青たんができたという話だけではなくて、なぜそれがまかり通ってしまうのかをしっかりと見つめていかないと解決はしない。要するに関係性の問題です。男は女を殺していいという思想がまだまだ根深い。男の支配に女は屈していればいい、強いものに巻かれていけばいいという考え方が、支配する側だけでなく支配されている女性の側にも根深くあります。

そういう意味で私たちは、人が人を、男性が女性を、女性が男性をでも、どちらでも同じですが、人が人を差別によって支配してコントロールしなくてよい社会を作り出したいという思いで、こういう活動をしています。

J i k k aは見ていただいたように、小さなNPO法人です。でも、なぜか全国各地からSOSが来て、コロナ禍ではアメリカから2人、相談のお電話がありました。コロナで日本に帰りたいけど帰れない、DVは怖い、誰も助けてくれない、知っている人は誰もいない、どうしたらいいのかという相談があった。

内閣府も厚労省も警察も、市町村役場も男女共同参画センターも婦人相談センターも、相談できる場所はいっぱいあるのです。東京都が出しているパンフレットには、どこで助けてくれるかが書いてあります。それなのに、なぜJ i k k aに来るのかと。私たちは「どこで知りましたか」と聞きます。そうするとほとんどインターネットで探されてくると。「初めてですか」と聞くと「いえ、いろん

なところに相談しました」と言うのです。だけど、何もできることありませんと言われて、必死になって探して見つけたのだと言う方がとても多い。

それは恐らく、制度や政策の中では助けられる方法がない、いわゆる隙間がたくさんあるからです。配偶者暴力防止法というのは相手が配偶者でないと駄目。兄弟からの暴力は、小さい頃は虐待だったけれども、20歳すぎたら虐待とは言われない。「父親から受けた暴力はDVとは言いません」と言われて、シェルターに入れてもらえない。そういう相談がとても多いです。

夫婦間でも、最近男性がこのDV防止法を知っていて、暴力は逮捕されるかもしれないので、言葉で陰湿ないじめをしたり、精神的なダメージを与えるケースが増えています。やられた方はけがもしていないし、家もあるし何とか食べられる。そしたら我慢するしかない。あとは自分で働いて、お金をためて家を出たらどうですかと言われて終わる。それができているくらいなら相談には行かないわけで、にっちもさっちもいかないから相談に行くのだけれども、それを受けられる場所がない。相談機関はたくさんあるけれども、そういう切実な声をくみ取って、手を差し伸べるところがない。

そうは言っても私たちにもできないこともあります。できないから「自分で頑張っただけ」ではなくて、取りあえず一緒に、暴力を受けない方法を考える。あなたが悪いわけではないから我慢しろとは言にくいけれども、とにかくスルーしてくださいとアドバイスします。

あと、私がよく言うのは「座る位置を考えて」と。もし相手が激昂して暴力を振るったら、さっと逃れられるように、夫がお酒を飲む日は家中の鍵を全部閉めないで開けておくとか、包丁を隠しておくとか、ガラス物のある近くには座らないとか、そういう具体的なアドバイスをします。とにかくあなたの命が大事なのだし、逃げていいのだし、逃げる隙を狙いましょうね、計画しましょうねと。すぐは逃げられなくても1カ月後には逃げられるかもしれないので、何とか作戦を練りましょうと私は言うのです。そういう電話を続けていって、ある日突然逃げてくることがあります。

それには、その人自身が自分の力で脱出して動き出してくれないとできない。その背中をずっと押し続けるのを止めない。本人がもういいと言うまで止めない。そうすると、ある日突然電話がかかってきて、「遠藤さん、今、国立駅の改札にいますけど」と言うのです。「どうしたんですか」「家出てきました」と。「え、そうなの？ 何か荷物持ってきた？」「何もないです、かばん1つでサンダルで来ました」と、こういう感じなのです。

こういう化学反応がご本人の中に起きるためのお手伝いを、私たちは遠くにいても、顔が見えなくても、声だけでもつながっている間はずっと続けていく。そうすることによって、ある瞬間、その人の中に、「出ていこう」「今だ」と思うときに出てくる。出るときにちゃんと行く先がある。それが大事です。その瞬間は私たちも驚くけれども、本人もエンパワメントされて「生きていてよかったね。会えたね。これから新しくスタートできるね」というスタートラインに立つことができるわけです。

そういう思いが私たちを奮い立たせ、今日まで頑張ってやってきました。最初数人で始めたのが、今はスタッフ20人。ほかにボランティアが10人ぐらいいて、月曜から金曜まで、さっき映したオープンスペースで、いろいろな人が交流しながら活動しています。

【炭谷会長】 どうもありがとうございました。具体的なお話で、非常によく理解できました。私のほうから質問ですけれども、運営するのにお金がかかると思うのですが、寄附金か何かで賄ってらっしゃるのですか。

【遠藤氏】 立ち上げのときは、福祉医療機構WAMという団体からの助成で、600万円というお金がもらえました。それを3年間続けて頂くことができたので、辛うじて維持できています。その間

に、国立市と共同でパーソナルサポート事業を立ち上げて、女性支援の予算を組んでいただいたので、それが安定的な財源として支えになっています。

【炭谷会長】 ありがとうございます。ほかの方もご質問やご意見をお願いします。

【高松委員】 保護命令というのがあるかと思います。最初に逃げる場を見つけて、落ち着く時間も必要だと思うのですが、こういった保護命令といった法律的な手続きのサポートなどについて、教えていただければと思います。

【遠藤氏】 保護命令というのは、接近禁止と退去命令があって、接近禁止は近づいてはいけませんよという命令、退去命令は2カ月間だけ家を空けなさいという命令です。その間に逃げている妻が荷物を取りに行くことができるのですが、この保護命令を受けるためには、警察が事情聴取して、検察に送られて検察官が調べて、相手からも事情を聞いて、立証されてDVがあれば保護命令が出るのです。しかしそれをしない女性がとても多い。

被害届も出さない。警察なんかは夫が呼ばれたら、うちの子どもの父親が前科者になるから嫌だとか、私は被害を受けたけれども、別に警察に夫を突き出したいわけではない。そんなことをしたら報復が恐ろしいのです。一生復讐のために狙われるのは怖いからいいですと言って、保護命令を申し立てる人はそんなにいない。

保護命令が出たからと夫を拘束してくれるわけではない。酷い暴力を振るえばされますけれども、その後無罪放免なので、なんとでもなるわけですね。逃げるほうは、逃げやすいほう、夫に狙われにくいほうを選ぶので、法的に自分を守ってもらいたいと思う人はすごく少ない。ないよりはいいけれども、現場の立場から言うとあまり有効だとは思えません。

【高松委員】 追加してお伺いしたいのですが、日本の社会保障制度は、比較的世帯単位だと感じます。特別定額給付金のときも、世帯単位といえる給付方法が問題になりましたけれども、安全の確保の上では世帯の単位から女性たちを完全に分離していくのが最終的に必要なのかなと思うのです。それを皆さんはどううまく乗り越えていかれるのでしょうか。

【遠藤氏】 私は離婚には4つあるとよく言うのですが、精神的離婚、物理的離婚、経済的離婚、法的離婚。離婚届を出して法的離婚したら離婚だと思っている方が多いけれども、DVの場合は特にそうはいかない。そもそも支配しておきたいから、なかなか離婚してくれない。

そういうときに離婚にこだわっていると、女性のほうが疲弊してうつ病になったりします。ですので、離婚しなくたってあなたたちはちゃんと暮らしていけるよというし、最近は国立市も協力的で努力してくれるので、離婚しなくてもいろいろな支援があります。健康保険証も作れますし、コロナの給付金10万円は世帯単位で出たけれども、DVで逃げている人は住民票を移していなくても、確認書があれば個人単位で出したので、自分でもらった人もいます。それは法的な根拠があるのではなくて、厚労省通知とか内閣府通知とかで、ある意味小手先でやるので非常に煩わしいし、そのたびにこれはどうなるのということをやらなければいけない。役所もとても大変だと思います。

それで女性自立支援法が検討されていますけれども、女性が困難な状況に置かれたときにきちんと制度設備があって、そこに入れば全てのことがきちんと保証されていくことが必要。今のうちにこの手でなんとか逃げ隠れて暮らしていくみたいなことだと、本来の女性の人権はありません。世帯で考えられている今の社会の仕組みが、個人単位、1人1人の人権を尊重した法律に変わっていかなければいけないととても強く思います。

【炭谷会長】 遠藤さんがやっていらっしゃるの、要するにシェルターと考えてもいいのですか。

そうした場合、いつか自立されると思うけれども、どういう形で次のところに行かれるのか。やはり経済的にも大変なのでスムーズにいくものなのでしょうか。

【遠藤氏】 これは本当に人によって違います。ステップハウスは2年間とか、母子生活支援施設も今2年間しかいられない。そこから先は何もない。その制度に合う人はいいいけれども、合わない人がほとんどなので、うちには立ち上げから5年ずっといる方もいます。よく、いつまで居ていいのですかと聞かれますが、うちが潰れるまでいいですよ、死ぬまで居ていいですよと言うのです。お子さんがいたりすると、うちはそんな広い部屋はないので、都営住宅に引っ越すとか、生活保護を抜けてお金をためてアパートに引っ越す人もいます。その人が自分でどういう暮らしをしたいかを一緒に考えるのが自立の支援。こういうのあるからこうなさいというのは、私は自立支援だと思わないのです。その人の自立の在り方を一緒に考えていって、これでよかったなと思える暮らし方を探していくことだと思います。

【炭谷会長】 分かりました。もう1つ。私自身、ソーシャルファーム設置運動をやっているのですが、諸外国ではDV被害者のためのソーシャルファーム設置運動が盛んなのです。なぜなのかずっと不思議だったのです。やはり経済的な自立は必要性が高いので、日本でもソーシャルファームはDVの被害者の方々のために必要なのではないかと思います。その辺りの考えをお聞かせください。

【遠藤氏】 私はそれができたらいいなと思っています。DVを長く受けてきた方は、精神的に傷ついていて、対人恐怖も強いので、なかなか働いて自立していくのが難しい。ほとんどの方が逃げた後は生活保護を受けて暮らしていらっしゃいます。それで私たちもオープンスペースを作って、ハンドメイド部なんかで手芸をやったりしていますけれども、それが就労とはすぐにはいかない。

就労までいかななくても、何とか自分の活動、生きがいを見つけて、せめて安心して暮らしていけるコミュニティができればすごくいいなと常々思っていますが、それがどんな形なのかは、これから模索していきたいと思っています。

【事務局】 国立市の女性施策は、市長室が担当部署で進めております。市の政策の1つの柱として、この女性支援を位置づけておりますが、行政の窓口相談に行くのが非常にハードルが高いという中で、遠藤さんたちNPO法人のくにたち夢ファームと連携体制を取りながら支援を進めています。

昨年度からの女性相談の相談件数は、コロナ前に比べて2倍になっています。コロナによって外出の自粛、在宅勤務等で、女性が家庭に孤立していく中で、もともとのDVや家族内の関係性の不和がさらに加速化して、行政の相談や民間の遠藤さんたちの相談につながってきている現状があります。コロナ禍2年目の今年度も、相談の経過は一向に下がっていく状況ではありません。

その中で市では、パーソナルサポート事業というものを創設しました。行政は公的な制度を使って自立をサポートし、そこでは支えられない部分を遠藤さんたち民間が担い、柔軟な相談や生活支援をセットにしながら女性の自立をフォローしていく。自立支援といっても、1、2カ月で短期的に成果が出るものではなくて、数年単位で見ていく必要があります。より長く支援が必要な方は、行政だけではやり切れないという現状がありますので、そのためにも民間の遠藤さんたちと一緒に組むことによって、緊急性と継続性のある案件に対応できます。

こういったパーソナルサポート事業の形態をとっている自治体は全国的にはまだ見受けられず、できれば東京都や国がこういった制度を作ってほしいという要望も上げております。当然国立市は小さなまちですので、だから市役所に相談しづらい、誰だか分かってしまう可能性があるといった点では、自治体をまたいだ広域的な支援も必要だと考えています。

あと、コロナ禍で相談者との接触も控えていたのですが、そうすることによって、困難な状態に陥っている方が増えています。ですので、ご自宅に訪問する、いわゆるアウトリーチ型の相談も新たに加えて進めていこうというところに来ております。この女性の人権は、非常に重たいテーマと捉えながらやっていくのが市の現状です。

【炭谷会長】 ありがとうございます。国立は大変進んだ事業をやっていると感銘を受けました。遠藤さん、今日はどうもありがとうございました。

それでは10分間休憩を取ります。

(休憩)

【炭谷会長】 後半の部を進めます。

分野別人権課題の「女性」について、後半は高松委員から、「若年女性の人権課題」をテーマにお話しいただきます。それでは、お願いします。

【高松委員】 私の専門はジェンダーと国際関係で、武力紛争とか平和を専門としているのですが、10代20代の学生と関わるが多いので、本日はその視点からお話をします。まず若年層をめぐる人権問題は、どういう枠組みなのかを少し整理したいと思います。

1番目に、「グローバルな視点から」と書きましたが、近年、OECDなど、国際機関において若者に着目したレポートが増えてきていると感じます。その背景は日本における若年層の課題とも一致するのですが、前提として、世代間の不平等や若年雇用の問題などがあり、その問題を解消するための施策や連帯が指摘されています。

その背景には共通する課題として、若年層の自立の困難さがどの国でも見られるようになりました。これはもちろん、全ての若年層が自立が困難ということではないのですが、若年層の雇用危機など困難に陥る若者が多いことが言われています。

次に「若年女性にアプローチする視点」として、もちろん女性という点も大事ですが、加えて年齢によって社会の中での受ける影響が違ってくことにも注目が必要です。

ジェンダー研究の中で、交差性、「intersectionality (インターセクショナルリティ)」という視点がすごく重要だと言われます。女性のグループと捉えたときも、その中で高齢女性の抱える問題もあれば、若年女性の抱える問題もある。国籍が異なることによって、違った抑圧というのがある。障がいの有無によっても社会の経験の仕方が違うので、この交差性が非常に重要です。いくつもの状況が交差したところでの抑圧について考えるのが重要ということです。若年女性の人権と考えたときに、もちろん年齢とジェンダーが重要なものだけでも、やはりそれだけではなくて、脆弱性のリスクを高めている他の要因にも目を向ける必要があります。

例えば、経済的基盤もあり暴力などの問題もない世帯出身の若年女性と、経済的基盤が整っていないまた暴力などを経験している若年女性では日々の生活経験やニーズは異なります。よって一括にくくる際に難しさがあるし、人権をどう守っていくのかを考えたときには、交差性の視点を少なくとも持っておくのが重要なのではないかと思います。

もう1つ指摘できるのが、社会問題化されてこなかった若年女性が直面する課題です。これまでも、女性の自立の問題はあったと思うのです。これが明確に社会問題化されてこなかった。

例えば私自身の経験で言うと、超氷河期世代で、就職差別的なことは日常的にあった世代です。当時、均等法はもちろんあったのですが、罰則規定が整備されていない時代だったので、就職活動で企業を訪問すると「あ、今年は女子とらないんだよね、ごめんね」と言われる経験をした世代だ

った。私が大学院に入って何年かたった後に、データを見たら、ジェンダー間での就職格差があったのです。「あ、やっぱりあれは差別だったんだ」と改めて思いました。ジェンダー差別的な慣行の中で、自立が困難な若年女性がいることが十分認識されず、社会問題化されなかったと思うのです。

同じような構造が今も続いていると思います。そういったジェンダー規範を払拭して、若年女性の自立が困難な問題を把握する視点が重要なのではないかと思います。

3つ目に「経済的側面」に注目したいと思います。それはなぜかという、皆さん新聞でも見ていると思うのですが、「就活セクハラ」が結構深刻なのです。これは様々な大学の教員間でも話題となりますが、就活セクハラの問題をどこが対応するかが明確ではない。もちろん企業が懲戒解雇するなど新聞にも出ていたりもしますけれども、結局どこが管理の主体なのか、学生も非常に不安だという声はよく聞きます。学生が就活セクハラ被害にあったときに、どこにどう訴えて、どう解決していけばいいのか不安であるという話も聞きます。

先ほど遠藤さんのお話の中で「全然社会が変わっていない」とありましたが、私は就活セクハラの話聞いたときに「就活の場って変わっていないな」と思いました。これは、女子学生であれば多くの人が直面してきた問題です。突然写真を撮られたりなど、就活セクハラはこれまでもずっと続いてきているのです。やはりこれを何とかしていかないといけないというのは改めて感じているところです。

また、自立が困難という問題について、非正規雇用に占める女性の割合を見てみると、非常に高い。この問題はずっとあった訳です。ずっと非正規に占める女性の割合は高かった。女性の非正規化がここまで多いのは、やはり使い捨て労働力として女性の労働が認知されているところが依然としてあるからだと思います。

もちろん非正規に占める若年層の女性の割合も非常に高い。コロナ禍で就職活動がすごく変わってきています。3年ぐらい前の学生は、幾つも内定をもらったりしていました。しかし、就職活動のやり方が変わったり、同時に自分の行きたいところが募集をしないといったことが起きています。

もちろんジェンダー格差は、今後データが出てくると思うのでそれを注視していかなければいけないのですが、2020年ぐらいのデータを見ると、例えば航空業界とかサービスとか飲食とか、女性が多い職場がコロナで雇用を控えているという理由で、女性の就職率が若干低いという分析が出ています。ただし、これはまだ1年ぐらいのことなので、今後どういう方向にいくのかを見ていかなければいけないと思います。

大学卒業した後、あるいは高校卒業した後の話も非常に深刻なのですけれども、高校生や大学生でアルバイトをして家計を支えている学生もたくさんいます。これは、例えばバブル時代のようにアルバイトをして遊ぶお金になるということではなくて、生活費を稼いでいる若者が非常に多いのです。それが、コロナ禍で飲食業のアルバイトもできないという状況になっている。

一方で、学費を負担している親の雇用も問題になっていて、経済的な理由で学校を諦める、進学を諦める人もたくさん出ています。大学を一時休学したけれども、ある程度お金がたまらないと戻れないという学生の声も聞きます。このように、経済的に困窮している学生は非常に多いというのが体感的に伝わってきます。

4つ目として「SRHR」、Sexual Reproductive Health / Rights (セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) を取り上げます。以前はReproductive Health / Rightsと言われていたのですけれども、Sexual Reproductive Health / Rightsです。これは、自分の身体に対するコント

ロール、決定権を自分自身が持つという、人権を構成する非常に重要な概念の1つだと考えています。感染症とか性感染症から自分をどう守るのかだけではなくて、自分の身体に自分が決定権を持って、どのように行使していくのかということです。もちろん、これは自分が同意をして性行為をするといったことも含まれます。

このSexual Reproductive Health / Rightsが行使できる状況にあるのかというと、特に日本の社会には私はかなり疑問を持って見えています。私どもの大学には積極的にこういった活動をしている学生もいます。例えば緊急避妊薬が日本では認められない問題が、今新聞で言われていますけれども、日本は避妊の選択肢が非常に限られているのです。果たして選択肢と呼べるのかと言えるくらいの選択肢しか与えられていないわけです。やはりもうちょっと選択肢を広げるとか、選択肢がある中で、かつ、自分が決定していくということを保障できる環境が必要なのではないかと思います。

このSexual Reproductive Health / Rightsは、暴力から自分を守るということも含まれますし、デートDVの問題でも、自分をきちんと守ることにつながる。相手をリスペクトする、ほかの人のセクシュアリティをリスペクトする、性の多様性をきちんとリスペクトする概念として、Sexual Reproductive Health / Rightsは重要だと思います。

これの実現の方法として、一般的に包括的性教育が重要と言われています。包括的性教育は、例えば感染症から自分を守るにはどうするのか、子どもがどうやって生まれるのかといった話だけではなくて、人権とか他人の生存を尊重できる人材を養っていくことにつながり、国際的には国連なども推進しています。

日本では、性教育は現場に任されている部分があって、内容にばらつきがあります。海外の事例でも包括的性教育に対して意見が割れている国がある。例えば代表的な例として、アメリカの保守層は包括的性教育ではなく禁欲性教育の推進を望み、一方でリベラルな層は、包括的性教育の推進を俸給する。地域によっても意見が割れていることもあるので、意見の統一は簡単ではないこともあります。でも、多様な性、セクシュアリティの尊重、多様性の尊重、あらゆる人間を尊重していく教育を積極的に推進していくことは大変重要だと思います。

【炭谷会長】 高松委員ありがとうございます。確かに若い女性の人権は、私自身もこれまで問題意識を持っておらず、女性問題としか捉えていなかった。日本でも若い女性の人権に着目した研究の蓄積はあるのでしょうか。

【高松委員】 若い女性を対象とした研究は、教育学や社会学などその他学問領域でいろいろな蓄積があります。私の研究領域である国際関係学は、若年層への着目は、これまで各国の若年層の投票行動などの議論は多かったのですが、近年は自立の困難さや不満が高まっている点なども踏まえた国際比較など注目されています。

自立は社会の構造として難しいこととか、グローバル化の進展によって、ベネフィットもありますが、一方で競争が激烈になっていて、自分たちが将来を描けないことに対する不満もあり、様々な研究が行われています。

【古川委員】 休憩の時間に遠藤さんに、被害を受けた女性の救済は重要だけれども、そうならない世の中にするためには何が必要でしょうかという質問をしました。これまでこの審議会で、人権課題について、相互に知ることと教育が大切だと。知らないことで偏見があることが問題、と議論してい

たのですけれども、それと女性の人権課題は違うような気がするとお伝えしたところ、やはり家庭環境に大きく左右されているのではということでした。生まれ育っている家庭の中で母親がどういう立場だったかが、その人の考え方やジェンダー観に影響が出るのではないかと。そうすると、なかなか難しい問題だということと、家庭内の暴力沙汰が見えにくかったり、恥ずかしいことだという意識が強くて表に出てこなかったのが、法律ができたことによって、警察や裁判所などの外部が介入できるようになったのはいいことだという話をしました。最終的には個人個人が尊重される意識が浸透することなのではないかということで、今のお話にあった就職差別ですとか、決定権の問題にも共通すると思いながら伺っていました。そこで、何か教育的な取組によって改善するところがあるのか、高松委員のお考えがあれば伺いたいです。

【高松委員】 これは私も日々模索で、ぜひ皆さんのご意見を伺いたいところなのですが、教員をやっている中で感じるのは、今お話にあった家の状況ですね。すごく子どもをサポートするような世帯がある一方で、そうではない世帯がある。ジェンダー的に差別的ではない家庭環境もあれば、ジェンダー規範が強い家庭もあるわけです。

子どもが育つ上で、家庭は自分では選べないのですけれども、一方で、家庭が全てではなくて、学校教育の中で多様性の尊重とか、俯瞰して自分の環境を見られるチャンスがあることは、すごくプラスなのではないかと思う。家庭の中で学ぶようなことも、学校教育の中で学ぶ機会があることは、社会にとって強みなのではないかと思います。

ジェンダーとかセクシュアリティといった課題に対して、高い意識を持って入学してくる学生もいる一方で、今までそういうことに触れたことがない学生もいますが、こういった専門用語を使わなくても体感や経験として他人を尊重する重要性みたいなものが、若い段階から養われるというのは本当に強みになると思います。

例えばジェンダー教育や包括的性教育をいつ頃からやるべきかという議論があるのですけれども、ユネスコは年相応に必要と言っていますし、最近の調査だと、ジェンダー規範は5歳ぐらいの段階で内面化しているという研究もある。やり方を模索しながら、早い段階からいろいろな状況に触れていく教育が重要だと思います。ただ、それが教育の現場でどうやるのが一番いいのかは、ぜひ教育の専門家のお話を伺いたいと思います。

【炭谷会長】 先ほど高松委員のお話にありましたように、昨年度の就職はやはり女性のほうが就職率が悪くなっていると実感するのです。なぜそう感じているかといいますと、私どもの採用は女性であろうが男性であろうが公平に選ぶのですけれども、なんでこんな優秀な女性たちが来るのかと思ったら、ほかが採用してくれなかったからです。済生会本部の昨年度の採用は全て女性です。こんなことは今まで初めてのことです。

【大島委員】 今、遠藤さんと高松委員の話を聞いていて、いい意味で引っかかった言葉があるのですね。それが自立の困難さ。なぜかという、私は犯罪加害者、塀の中から出てきた人たちのサポートをしていて、その中でも自立の困難さが出てくるのです。

例えば薬物だと7スリップ理論というのがあって、要するに人間は7回ぐらい失敗する。そんなすぐには回復しないということです。行政のサポートというのは時間が限られているので、7回スリップしたらほとんどサポートなんか得られない。自己決定を持ってないことが問題だと言われています。

特に家族が関わった場合に助けすぎてしまうと駄目といったことがあって、結局自己決定を待つしかないということになる。それがいいか悪いかはともかくとして、自立の困難さには自己決定の難し

さがあるというのは、これから人権を考えていく上で大事な要素で、それをどういうふうに考えていくかは、この会でも必ず課題になってくると思うのです。

だから、何でも支援すればいいという問題ではない。支援すると必ず失敗する。でも、その失敗を繰り返すうちに治っていく可能性もある。できれば自立って何だろうということをご説明いただけると、ストンと落ちると思うのです。

【高松委員】 自立はいろいろな側面があると思うのです。例えば経済的自立は重要な側面の1つですし、精神的自立というのにも必要です。女性に焦点を当てると、先ほど遠藤さんのお話でもありましたが、様々な社会的な役割もあるわけです。それは自分が選択してやるものもあれば、ジェンダー規範または役割分業と言われるものなど、やらざるを得ないのでやってきているものもある。そういったものから一部解放される、または自分で選択することを私は自立だと思うのです。

だから、自分で決定権を持つのは、自立の重要な要素だと思っています。もちろん私が申し上げた3つ以外にも要素はあるのだと思う。交差性、インターセクショナルリティの視点が重要なのは、この3つの要素だけでは自立と言えない場合もあるということです。

【押田委員】 最近のニュースでも、女性に極めて不利な社会的な状況というのが浮き彫りになることがいっぱいある。例えば医学部の試験で女性の点数を低くすることも当たり前に行われていたし、つい最近では、選択的夫婦別姓の問題が最高裁で判決が出たけれども、今の日本社会だと90何%は男性の姓にしている、女性はそれまでの姓を変えるのが常識にみたいにされている。

今自立の問題が出ましたけれども、自立を妨げる日本の制度とか社会的な規範とか、家族制度が依然としてあって男性中心だから、家庭内の暴力で女性が命を奪われるし、自立もできない状況に追い込まれるというのが、くっついているのではないかなと思うのです。

そういう意味では、我々にとって性別の問題は一番身近なところでもあるので、いろいろな人権の問題を考えるとときには、極めて重たいものだと思ってお2人の話を聞いて実感しました。

【藤沢委員】 男の人は人生選択において、会社とか仕事の選択とか、鋳型にはめ込まれていくところがありますが、そこで差別を感じることもあって、私も人生で就職内定を取り消された経験があります。

娘を見ていると、やはり就職活動を積極的にやろうとしなかった。そもそも制約されているというか、人生選択において、望んでやるか、やむを得ずそれをやらないと生きていられないからやるかがあるとしても、ある種の圧力としてある。女性は男性以上に意識して生きざるを得ないから、やはり就職活動の場で制約や圧力にぶつかるのではないかな。

最近また状況が悪くなっているような感じはするので、最近の若い学生さんのその辺に対する意識はどんな感じでしょうか。それに対して、大学側としてやれることがあるのか。大学で何か手だてや検討しようとかいう動きはないのでしょうか。

【高松委員】 もちろん、自立というところで経済的側面は重要だと思うけれども、そこを強調するあまり、人生の選択を狭めてしまうのもよくないと思っています。いろいろな生き方があって、もっと自由な生き方もあるけれども、それは自分のしっかりとした選択である必要がある。

重要なのは、それぞれの学生や若者が、自分の将来像を描いてそれに邁進できるような環境だと思います。それが経済的な自立につながる人もいれば、そうではない在り方の人もいます。

【炭谷会長】 三井委員、何かご意見ありますか。

【三井委員】 どこもかしこも働いている人は男性が多くて、女性の問題について考えられる人が少

ないと思います。

【炭谷会長】 ありがとうございます。それではまだまだご意見があろうかと思いますが、議題の2に入る前に、市内で起きた人権課題について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 3点ございます。簡潔にご報告させていただきます。

まず1点目、2020年11月に東京都から、自治体の一部の地域が、「集落マップ」という名称でインターネット上に載っていると情報提供がありました。部落とか、同和地区とは出ていないのですが、「集落マップ」という形で販売されているということでした。

こちらの情報は、東京都内で20区市が掲載されており、国立市も、直接同和とか部落という表現はないのですが、そこが同和地区であることが容易に連想できることから、東京法務局に対して削除要請をしました。また、東京都も削除要請を行っているということです。

2点目です。「朝鮮・沖縄・役所・和也DVD」という4種類のDVDが、今年の1月に、富士見台団地の集合ポストに投函されるということがありました。内容を事務局で確認しましたが、それ自体が差別的なものというより、動画サイトの動画を組み合わせてDVDに落としているもののようなものでした。同様の事案は立川警察署にも届いているということで、市のホームページや市報で注意喚起を行って、何かご不安なことがあれば市役所または交番にお持ちくださいということにしています。

最後3点目です。今年の4月に、市民の方からの情報提供で、市内の街路灯にアイヌ民族への差別が疑われる落書きが発見されました。市報5月20日号と市ホームページで「差別を許さない」というメッセージを発するとともに、5月30日に、本審議会の押田委員など市民と人権学習会を行いました。押田委員から一言いただければと思います。

【押田委員】 5月30日に「アイヌ民族に対する差別を許さない」という人権学習会をくにたち市民芸術小ホールでやりました。市民が最初に気づいて、すぐに学習会が必要だということで市長室にお話したところ、前向きに話で進んで、市民の実行委員会と市との共催でこの学習会が持たれました。

アイヌ当事者の宇佐さん、島田さんという首都圏アイヌで活躍されている方を講師に招いてお話をうかがい、後半では永見市長と松葉人権・平和担当部長を含めた4人がトークセッションを行いました。こういうことを、特に子どもたちに伝えることの重要性も当事者の方たちから宿題を頂いて、市としても子どもたちに向けてアイヌ問題の周知をしていこうということで、国立で起きた差別の落書きをきっかけに、さらに議論を積み重ねていこうと確認をされた非常にいい内容の学習会でした。

【炭谷会長】 このような差別案件があるとなれば、ますます審議会の役割が重要になるのではないかと思います。

またご意見があろうかと思いますが、時間の関係上この程度にして、今後の日程についてです。現在の委員は6月末日までの2年間の任期です。しかしながら、基本方針の策定という諮問ですが、十分審議が尽くされていません。このような事態を受け、幾人かの委員からは、審議会の延長が必要ではないかという声が上がっております。

そこで各委員に留任のご意向についてお伺いしたところ、9名の委員は7月以降再委嘱ということでご理解を頂いています。高松委員は、学校の事情で辞退しなければいけないということです。今日の審議会でもご意見を頂いて、中心的な役割を果たしていただいて、大変残念ですが、やむを得ないのではないかと思います。

これについて事務局から補足があればお願いします。

【事務局】 新たな委嘱期間になりますが、令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間

です。高松委員の後任につきましては現在事務局で検討中です。高松委員に一言だけ、ご挨拶を頂ければと思います。

【高松委員】 最後ということで大変申し訳ない気持ちなのですが、学校がオンライン化の授業になり、仕事量が倍以上で大変困っているところに、保育所とか幼稚園の延長が短くなることもあり、私自身時間の調整が大変難しくなっていました。ホームページ等を拝見しながら、この後の議論を楽しみにしております。ありがとうございました。

【炭谷会長】 これからも見守っていただければありがたいと思います。

今後の予定ですが、審議事項がたくさん残っておりますので、おおむね月に1回というハードなスケジュールで開催せざるを得ないことになります。全委員の出席は難しい場合もあるかと思いますが、そういう場合は文書なりメールでご意見を頂くことにして、なんとか過半数の方にご参加いただきまして開催したいと思っております。事務局からお願いします。

【事務局】 9人の委員は留任ということで進めさせていただきます。答申を頂く目途を年度内とした場合のスケジュールを資料6-4で示しています。これから議題が盛りたくさんで、回数を設けていけたらと思っていますけれども、コロナがまだ落ち着かない状況ですので、あくまでも案ということでご理解いただければと思います。

調整用と書かれた資料に、今後の候補日を挙げています。こちらを7月5日までに出席の可否をご回答いただければと思います。それで過半数に達するようでしたら、開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

【炭谷会長】 差し当たって、来月の7月26日、27日は皆様のご都合を聞いてご連絡をするということで、よろしくお願いいたします。

次回の審議会までをお願いすることですけれども、事務局のほうからお願いいたします。

【事務局】 事前に分野別人権課題への質問をとということでお願いしましたけれども、5月末日時点で神田委員から質問が出ております。これ以外に聞きたいという質問がありましたら、1週間後の7月5日までにご連絡いただければ、報告者にお伝えいたします。

今回は、「子ども・若者」「高齢者」のテーマを扱う予定です。こちらは、市の担当部署の者が説明に上がる予定です。

それから、これまで扱った分野別人権課題を資料6-2と6-3にまとめてあります。事務局で作った文案に対して皆様から頂いたご意見、質問、こうしたほうが良いというものを、一覧にしてあります。資料の後ろには、その他の意見として、今後議論になるであろう論点ですとか、こういった観点はどうかという意見も頂きましたので、それも併せて載せています。こちらはお目通しいただいた上で、中身の議論は改めて時間を設けて審議をしますので、よろしくお願いいたします。

本日の女性の人権課題も、次回事務局で作成した文案をお示しします。その後、期日を設けて意見を提出いただいて、一覧でお示するというサイクルにしたいと思います。

【炭谷会長】 どんどん意見を活発に出していただきたいと思いますので、今の案件も追加的に気がついた点があれば事務局に出していただければと思っております。

次回の日程は、日程調整後、事務局から連絡をさせていただきます。本日は皆さんどうもありがとうございました。

— 了 —